

4 自己契約・双方代理の禁止

1. 自己契約とは

代理人が契約の相手方になることをいう。

2. 双方代理とは

売主・買主両方の代理人となることをいう。

3. 例外

自己契約や双方代理は、本人に不利益を与えるおそれがあるので、原則として禁止されている（これに反して行っても本人に効果は帰属しない）。ただし、以下のどちらかの場合であれば、例外的に行うことができる。

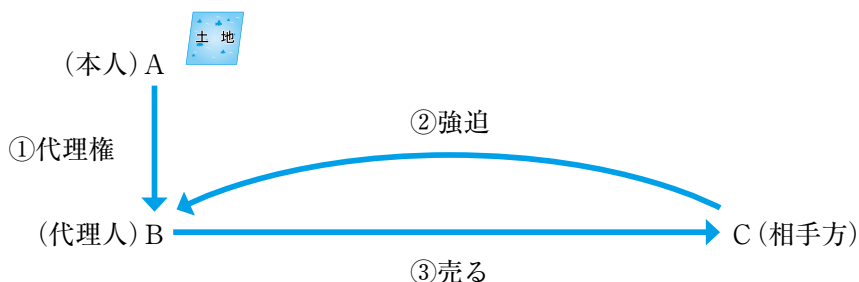
- ① 本人があらかじめ許諾している場合
- ② 単なる債務の履行の場合

5 代理行為

実際に契約をするのは代理人なので、善意悪意の判断や、詐欺や強迫等があったかどうかは**代理人を基準に決めるのが原則**である。

ケーススタディ 22

Aの代理人Bが、Cの強迫により、Cと土地の売買契約を結んだ場合、この売買契約は取り消せるか。また、取り消せるとしても、誰が取り消せるのだろうか。



【結論】

この契約は取り消せる。また、この場合に**取り消せるのは本人**のAである。